

第51回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

平成24年6月26日（火曜日）

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上 月 支 所 長	岩 本 弘 美	南 光 支 所 長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 議案第 78 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 2 . 議案第 74 号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（委員長報告）
日程第 3 . 議案第 77 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 4 . 議案第 73 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 5 . 議案第 81 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車 3 台）
日程第 6 . 議案第 82 号 工事請負契約の締結について（佐用町防災行政無線デジタル整備工事）
日程第 7 . 同意第 4 号 佐用町副町長の選任について
日程第 8 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について
追加日程第 1 . 発議第 4 号 議会改革調査特別委員会設置に関する決議
追加日程第 2 . 佐用町議会特別委員会委員の選任について
追加日程第 3 . 佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について

午前 0 9 時 2 9 分 開議

議長（西岡 正君） おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

本日も、よろしくお願いをいたします。

それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

日程第 1 . 議案第 78 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） まず、日程第 1、議案第 78 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 78 号は、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） おはようございます。

第 51 回佐用町議会定例会において、当総務委員会に付託されました案件の審査報告をいたします。

開会日時は、平成 24 年 6 月 12 日、火曜日、午前 9 時 30 分開会、同 9 時 45 分閉会です。場所です。役場 3 階、委員会室兼控室において行いました。

出席者であります。委員として、大下、敏森、金谷、松尾、西岡、石黒の 6 名であります。

当局側から、町長、副町長、教育長、教育課長、総務課長、教育課企画総務室長。

事務当局より、局長及び局長補佐に出席を願いました。

審査事項であります。

議案第 78 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について。

当初、提案説明がありました。提案説明の内容であります。この改正は、地方税法等の一部が改正されたことによって、これに関連する佐用町学童保育条例の一部を改正するものであると。これは、所得税、並びに個人住民税の課税算定の変更によって生ずる年少扶養控除等の廃止による影響の緩和策として行う特別措置であります。

質疑が 2 名ありました。内容としまして、議案添付附則の新旧対照表は、平成 24 年 4 月 1 日となっている。4 月 1 日から起算すると 3 カ月が来ようとしている今日、3 月定例会になぜ、提出議案としてしなかったのか。また、改正案は、23 年 4 月 1 日である。整合性を必要とするのではないかとの質問です。答弁として、この条例の一部改正に関する通知が健康福祉課にあり、教育委員会が把握したのが 3 月でありました。3 月定例議会に、そういった意味から、3 月定例議会に提出ができなかった。今回の提出の、一部改正条例の改正は、佐用町学童保育条例施行規則、平成 22 年条例第 41 号であって、これは、平成 23 年 4 月 1 日施行された 1 つの条例であると。整合性については、その条例と、今回提出の条例改正とは別々の条例となるものと理解していただきたい。この議案第 78 号は、学童保育を利用されている皆さんには、不利益にはならない。

もう 1 件質疑があります。実際の事務手続きについては、どういうふうになるのか。答弁として、この条例適用は、4 月に遡及適用となると。該当者には、4 月段階において、従来どおりの保育料算定額を徴収し、これを仮徴収の形で扱い、税務課において、6 月、税額の確定により、その税額を基準として、新たに保育料を計算し、7 月以降に、これを調整すると。その作業を 7 月以降に行うと。

もう 1 件質疑があります。4 月 1 日に遡及するというような説明があったと。現在、納めている対象者には、どのように調整するのか。答弁として、仮の事例で説明となりますが、保育料 2,000 円を徴収している対象者が、1,500 円と改正された場合、7 月以降に、トータルで合うように過不足を調整すると。

以上、質疑を終了いたしまして、討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、全員挙手。よって、議案第 78 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

所要時間 14 分、そういった形で、閉会させていただきました。以上、報告終了です。

議長（西岡 正君） はい、ご苦労さんでした。

総務常任委員長の審査報告は終わりました。

議案第 78 号について、委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 78 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 78 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 2．議案第 74 号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（委員長報告）

日程第 3．議案第 77 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2 及び日程第 3 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第 2、議案第 74 号、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、及び、日程第 3、議案第 77 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第 74 号及び 77 号は、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、山田弘治君。

〔厚生常任委員長 山田弘治君 登壇〕

厚生常任委員長（山田弘治君） それでは、委員会報告をいたします。

平成 24 年 6 月 11 日、第 51 回定例会開会日におきまして、厚生常任委員会に付託を受けました、議案第 74 号、第 77 号についての審査経過並びに結果について、報告をいたします。

6 月 13 日、午前 9 時 27 分、役場 3 階、委員会室兼控室において、審査のための委員会を開会。同 9 時 45 分に閉会をしております。

出席者は、議会側から委員全員。そして、議長。当局からは、町長、副町長、住民課長、上下水道課長、消防長、川村主幹、総務課長。それから、事務局からは、局長、そして局長補佐であります。

議長、町長のあいさつを受けた後、委員会を開会し、まず、議案第 74 号、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、住民課長より、追加説明を受けた後、質疑に入りました。

まず、委員から、7 月 9 日からの施行に向けて、外国人の方に対する佐用町の事務的な対応について聞きたい。住民課長、入国管理局で入国審査を受けた時点で、在留カードが交付される。それに基づき、どこの市町村に転入するか、その転入した市町村で、新たに、外国人も住民票を作ることになる。在留カードにて、記入することになるが、中国、韓国のように、漢字の文字がある場合は、日本人と同じように、簡略された文字になる。実際のイメージされた表記にならない場合も一部あると聞いている。

ほかに質疑はなく、討論もなく、討論を終結し、議案第 74 号を採決の結果、挙手、全員で、議案第 74 号は、原案のとおり可決をされました。

続いて、議案第 77 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についての審査に入

り、まず、消防長から追加説明を受けました。

給油所、ガソリンスタンド等においては、ガソリン等、可燃性の蒸気が滞留する恐れがある。静電気や、電気火花などによって、容易に着火する危険性が高くなる。そういうことから、給油取扱所に設置する、電気設備については、原則として、防爆構造が義務付けられている。ところが、急速充電設備、これも電気設備の一種であるが、これは、防爆構造にすることが非常に困難であることから、可燃性の蒸気が滞留する恐れのある範囲外に設置する必要があるとの検証結果が出たことから、今回の政令改正に至ったとの説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず委員から、具体的に、この規定を適用した場合、従来でいう給油所内の敷地内で設置することができないとの説明にも受け取れるが、防爆構造のあるなしを含めて、具体的に、どういう形であれば、設置ができるのか。消防長、政令で、かなり詳しく規定されているが、今の給油設備から安全な距離を保っていれば設置ができる。

委員、この設備は、都市部を中心に広まってきているが、佐用町内で設置されているかどうか。町長、大撫山の天文台、笹ヶ丘、ゆう・あい・いしに普通充電設備を設置をしている。続いて、消防管理主幹の方から、佐用町内では、普通充電器が5台設置されているという報告がありました。

ほかに質疑がなく、討論に入りましたが、討論もなく、討論を終結し、直ちに、議案第77号の採決をした結果、挙手、全員で、議案第77号は、原案のとおり可決をされました。

以上です。

議長（西岡 正君） ご苦労様でした。厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第74号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いします。

まず議案第74号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） ちょっと、1点、お聞きします。

先般の神戸新聞の中で、外国人に住民票が作成されるということになったわけなんですけれども、この振り仮名の扱いについて、対応が分かれているということなんですけれども、本町においては、振り仮名の扱いについてどのようにされるかというような質疑はなかったですか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、山田議員。

厚生常任委員長（山田弘治君） はい、ありました。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

7番（井上洋文君） どういうようになりましてですか。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、ほかに。

〔厚生常任委員長「具体的に」と呼ぶ〕

〔井上君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

厚生常任委員長（山田弘治君） 委員の方から、新聞報道で、今、井上議員が指摘されよるようなことが報道されているが、町の方では、どういうふうにされるんかという内容の質問がありました。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 結果は、どういふようになっておるんですか。

〔厚生常任委員長 挙手〕

議長（西岡 正君） 委員長。はい。

厚生常任委員長（山田弘治君） それが、先ほど、報告の中で住民課長が答えたことが、その答弁です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 大文字か、小文字かというのは、あったんですか。

議長（西岡 正君） はい、山田委員長。

〔厚生常任委員長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

厚生常任委員長（山田弘治君） それは、ちょっと記憶にありません。

議長（西岡 正君） はい。

7 番（井上洋文君） はい、結構です。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。井上議員、もうよろしいですね。

7 番（井上洋文君） はい。

議長（西岡 正君） はい。質疑はないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 74 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 74 号、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 77 号について、委員長の報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議案第 77 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 77 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 . 議案第 73 号 町道路線の変更について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 4 に入ります。議案第 73 号、町道路線の変更についてを議題といたします。

議案第 73 号は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設

常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） おはようございます。

51 回の定例会で、産建委員会に付託された案件について、会議報告をさせていただきたいと思います。

日時は、平成 24 年 6 月 14 日木曜日、午前 9 時 27 分から会議を持たせていただきました。

場所は、役場 3 階、委員会室、また、兼控室でございます。

出席者は、委員 6 名、高木、井上、新田、岡本義次、笹田、鍋島、議長。当局からは、町長。副町長は、消防関係の関係で欠席となっております。それから、総務課長、建設課長、農林振興課長。事務局、局長と局長補佐。

最初に、議長並びに町長よりあいさつをいただきました。

産建委員会は、現地を視察してからの方が、会議がしやすいんじゃないかということで、最初に、まず、現地を視察ということで、9 時 35 分に役場を出発いたしました。

その前に、5 月の雨で、村上養鶏と上月ファームの汚水が流れたということで、私も直ぐ、農林振興課長に言って、こうこうだという話をしました。ところが、私も、直ぐ、課長も、その現場に行って確認してきてますと。でも、ある程度経って、改造が見込まれてから行ってもらう方がいいんじゃないかということで、ちょうど、この 14 日、前に、課長の方へ行きますと、課長が、今、直していると。だから、行ってもらってもいいということなんで、皆さんに了解を取って、総務課長、また、建設課長、農林振興課長、また、議長共々、村上農場と上月ファームを視察して参りました。

確かに、われわれ議員としても、行政の役場の職員としても、やはりそういった畜産公害というものは、必ず行って視察して、現場検査する必要があると、私は思いました。

その帰りに、今度託された、河原橋の町道路線の変更について、現地を見させていただきました。

現地で、課長より、いろいろと説明を受けまして、こうして役場に帰ってきまして、3 階で再度、建設委員会を開催しました。

開催は、11 時 55 分再開です。

課長より、現地において、町道または、町道東側の拡幅部分についての説明を受け、会議を再開しました。

ただ今より議案第 73 号、町道路線の変更について質疑を受けたいと思いますということで、議員より河原橋までの町道部分の廃止について質問がありました。行政財産の用途の廃止については、議会の議決が必要ではないかという意見が議員の方からありました。

課長は、県の河川改修事業により、議会決定は、必要ないと。議決は必要ないということでした。

それから、また、議員より、供用開始、または手前の、東側の道路拡幅についてはどうなっているのかということで質疑があり、課長は、供用開始については、今回、旧道路がなくなり、新たに議会の決定をいただいて、その後、供用開始ということになります。現地で、説明していただきましたように、拡幅用地の買い上げは県の事業の中で、また、時期は、7 月の下旬に完成しますので、議会の承認をもらおうとしますと、9 月議会になりますので、今回の 6 月議会で承認していただき、供用開始と合わせて告示させていただきたいために、今回の認定の形で提案させていただきましたという答がありました。

質疑をまた、お願いしますと、質疑ないということで、質疑を終結して、討論に入りました。討論もなし。これより、議案 37 号に対し、採決をいたしました。

賛成の方は、挙手を願いますということで、全員賛成で、議案 37 号、町道路線の変更は、可決いたしました。以上、報告終了です。

〔井上君「高木さん、37 言うたで。37 号言うたで」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員長の審査報告は終了しました。

〔産業建設常任委員長「あっ、ごめんなさい。ちょっと、すいません」と呼ぶ〕

〔山本君「（聴取不能）。言うて来た方がええで。本会議中やで」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい。

産業建設常任委員長（高木照雄君） 本会議中で、すいません。

議案 37 号言いましたか。73 号です。えらいすいません。

議長（西岡 正君） 以上、申し入れがありましたように、訂正願います。

議案第 73 号について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないので、質疑を終結します。

次、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないので、討論を終結します。

これより議案第 73 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 73 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 81 号 財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車 3 台）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 5 に入りますが、日程第 5 ないし第 7 は、本日の追加提案の案件でございます。

議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第 5、議案第 81 号、財産の取得について、小型動力ポンプ付積載車 3 台を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 81 号、財産の取得についての提案理由のご説明を申し上げます。

財産の取得につきましては、消防積載車購入事業として、消防防災力の強化を図るために、消防団の再編を行いました佐用支団の分団に配車するために、消防積載車 3 台を購入しようとするものでございます。

購入にあたっては、平成 24 年 6 月 15 日に 5 者による見積入札を行い、契約金額 1,874 万 2,500 円、うち取引に係る消費税額 89 万 2,500 円で、兵庫県たつの市新宮町井野原 276 の 1、有限会社岡本ポンプ、代表取締役、岡本 洋氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきまして、本日即決いたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） この小型動力ポンプの積載車について、昨年との違いについてお伺いしたいんですけれども、23 年度にも、同様の、このポンプ付、積載車、購入しております。

その時には、1,590 万。今回、1,870 万ですから、同じ台数も 3 台ということで、1 台当たり、100 万をちょっと切れるぐらいの増額となっています。この増額の理由は何でしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

ご質問の内容につきましては、車両価格が上昇しておるということでございます。車両本体の価格が上昇しておると。設備の内容等については、前回と同じでございます。以上

です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 車両本体、それにしてもね、1 年余りだけで、仕様が、全く一緒、全く、ほとんど変わらないとしてもね、100 万余りの、この 1 台当たりの額は大きいんじゃないでしょうか。ただ単に、車両が増えたと。そういうことで、見積の方では、どうだったんでしょうかね。もうちょっと内容説明は、どうでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

昨年度の入札業者の落札価格が、去年取った所ですね、落札した所が、どれだけの価格で入札してきたかと言いますと、概ね、去年の落札額よりも 200 万円高い落札額で入れました。

ということは、私の想像ですけれども、去年が、もう、ギリギリのところを取れたんかなということで、少しかう、去年より高くなっております。

で、特に、今年取った所は、去年取った所とは違うんですけれども、約、去年と比較しまして、120 万円のアップということで、本当にこう、ギリギリのところに入札をされて、落とされておるのかなというふうに想像しております。

それプラス、車両価格が上昇したのは、担当にも、ちょっと聞いたんですけれども、排ガス規制の関係で、少しかう、価格が上がっておるということでございました。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、金谷君、よろしいか。

5 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより本案について採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。

議案第 81 号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 81 号、財産の取得について

は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 . 議案第 82 号 工事請負契約の締結について（佐用町防災行政無線デジタル整備工事）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 6、議案第 82 号、工事請負契約の締結について、佐用町防災行政無線デジタル整備工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 82 号、工事請負契約の締結についての提案理由のご説明を申し上げます。

提案の防災行政無線デジタル整備工事につきましては、音質の向上や双方向通信などデジタル化の利点を生かし、災害時の的確な情報伝達を図ると共に、平時の行政情報の伝達及び集落等の情報伝達に利用できる設備を 2 カ年で整備し、来年度中の運用開始を予定しているものでございます。

工事の概要につきましては、役場の親局及び基地局、中継局を整備し、屋外拡声子局等を増設すると共に、全ての世帯と事業所に戸別受信機を設置をいたします。

また、集会所や地域づくりセンターなどには放送装置を設置して、集落内の連絡やコミュニティ放送等に活用をしていただきます。

大規模災害時に、電話等が断絶して孤立するおそれのある地域などには、本部と双方向で通話のできる無線設備も整えるものであります。

更に、消防団等に配備しております車載型と携帯型の移動系無線装置も利便性の高いデジタル方式に、全て更新をいたします。

また、併せて、ケーブルテレビや緊急速報メール、ホームページなどの媒体と連携できる装置を組み込み、多様な伝達手段を整えていく予定であります。

次に、本議案を提出するに至る経緯でございますが、公募型指名競争入札によりまして、5 月 16 日に公募公告を行い、5 月 28 日まで入札参加希望者の受け付けを行い、6 月 1 日の指名業者審査会の議を経て 5 者を指名し、6 月 21 日に入札を執行をいたしました。

この結果、神戸市中央区海岸通 5 番地、日本無線株式会社神戸支店支店長、杉田行夫氏が、12 億 7,500 万円、消費税込みで、落札決定をし、仮契約を締結いたしました。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

工期につきましては、契約の翌日から平成 26 年 2 月 28 日までの約 17 カ月でございます。

ご承認賜りますようお願いを申しあげ、提案のご説明とさせていただきます。

何か、間違った。

〔総務課長「12 億 750」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 失礼しました。ちょっと、金額が、私、間違ったようです。訂正をさせていただきます。

契約金額は、12 億 750 万円でございます。失礼しました。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案についても、本日即決いたします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 5 者の指名でございますけれど、入札率は、いくらであったんかということが、1 点と。

今、町長の説明の中でありましたけれど、もう少し、これを入れることによって、どれだけ良くなるかという、その差ですね。そこらへんについて、もう少し、詳しい説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、総務課長ですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 入札率ですが、95.6 パーセントです。

議長（西岡 正君） はい、もう 1 点。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これに、

〔総務課長「落札率です」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 町長。はい。

町長（庵逄典章君） 後ですね、この整備によって、どのようになるかということについては、これまでもずっと説明をして参りました。

今日、また、細かくですね、これを説明するというということは、今回は、工事請負の契約ですので、また、今後の工事の整備の中でですね、また、説明も必要であれば、説明をさせていただきますので、今回は、契約のみについての、ご承認をひとつ賜わりたいと思います。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 公募型入札の参加申込が、5 月 16 日から開始されて、約 2 週間で
すね。5 月 28 日締切ということで、これは、町のホームページに出ておるわけでありま
すけれども、で、これ、ちょっと確認したいのは、伺ったところ、指名業者 5 者の内、2
者が辞退されたということでもあります。それなりの事情はあるんでしょうけど。

それで、確認したいのは、5 月 28 日まで申込を受け付けて、6 月 1 日に指名審査会で
5 者指名ということでもあります。

では、この申込期間中ですね、何者から応募があって、それで、当然のことながら、5
者以外は、これは、非指名ということになったわけですから、非指名になった理由という
のは、どういった理由だったのか、そのあたり、内容について、お伺いしたいと思います。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） ご質問の件で、6 者ございました。つまり 1 者多いかったんです。
1 者。

これはですね、そのデジタル化の実績がないと。応募があったんですけども、詳細を
調べておりましたら、そういう条件を付して公募しておりましたので、そういう理由で、
1 者は取りやめにさせていただきました。以上です。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員よろしいか。

16 番（鍋島裕文君） はい、分かりました。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。

はい、ほかにないようですので、ないですね。本案に対する質疑を終結します。
これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。この採決は、挙手によって行います。
議案第 82 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 82 号、工事請負契約の締
結については、原案のとおり可決されました。

日程第 7 . 同意第 4 号 佐用町副町長の選任について

議長（西岡 正君） 次に、日程第 7 に入ります。

日程第 7、同意第 4 号、副町長の選任についてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました同意第 4 号、佐用町副町長の選任についてのご説明を申し上げます。

現、高見俊男副町長から、6 月 1 日付けで辞職願の提出があり、6 月 30 日付けをもって辞職することとなりましたので、その後任といたしまして、坪内頼男氏を、7 月 1 日付けで、副町長に選任いたしたくご同意をお願いするものでございます。

坪内氏は、昭和 52 年 3 月に島根大学文理学部を卒業した後、同年 4 月に旧上月町役場に採用され、本年 3 月に佐用町役場を定年退職するまで、35 年間職員として勤務をいたしております。

特に、合併後においては、教育委員会教育推進課長、同総務課長等を歴任しており、また、町総務課長等を歴任をしており、その間、長い町職員としての経験の中で行政全般に精通していることは私も認めるところでございます。

氏は人格、識見共に副町長に適任であると思われましますので、ご同意いただきますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

この際、お諮りします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 議案に対する、ただ今の提案に対しての質問ですね。これをお願いしたいんですけど、よろしいでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、分かりました。はい、お願いします。（聴取不能）。ちょっと、本案、人事案件でありますので、その点、お含みの上、お願いします。

16 番（鍋島裕文君） ただ今、提案の説明の中で、副町長の申し出があったのが、6 月 1 日ということで、初めてお聞きしました。

で、町長に確認したいのは、この副町長の辞任についてね、この辞任の報告が、提案と同時にされるという点であります。これについてはね、当然のことながら、従来の町長の議会対応であれば、当然、辞任を先に報告し、勿論、承認権は、町長なんで、議会には承認権はないだが、当然、報告があつてしかるべきだというふうに思うんですね。

で、今日、議会前の事前協議の中で、19 日の新聞報道の前の日の 18 日にね、総務課長から、同意案件を提出するというのが、議運の委員長に連絡があったというふうに、

〔松尾君「違う、違う」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君）

あっ、違う。

〔松尾君「もっと早く聞いてた」と呼ぶ〕

16 番（鍋島裕文君）

ああ、そう。で、それ待って。事前協議では、18 日というふうに、議長からあったんだが、そのあたりの経過あったら、また、確認してください。

要は、何が言いたいかわかりますとね、もう 19 日の段階で、後任者の人事案件が提案されるということは、当然、辞任を認め、受理し、そして、後任者に打診し、承諾を得て、19 日に議案として提案すると。

もう、これらの経過から言えばね、2、3 日でできるような仕事じゃないんですね。当然のことながら、辞任を受理してから、当然、議会へ報告する、物理的な時間というのは、充分にあった。それなのに、なぜ、されなかったのか。この点は、是非、明確にしたい。

それから、もう 1 点、6 月 1 日に申し出があって、30 日付けをもってということで、これはもう、地方自治法のきちとした手続きにおうておるんだが、町長は、慰留というようなことは、考えられなかったのか。その 2 点について、明快な答弁を、簡単に結構ですから、よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君）

はい、町長、はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君）

経緯についてということではありますが、今日、提案と同時に、議会の方にですね、お話をさせていただいたということではございません。

当然、この人事案件でありまして、これは、人事は、町長の、私の専権事項でありますけれども、副長の選任については、議会の承認があると。必要であるということは、十分、私も承知をいたしております。

そういう中で、あらゆる議案につきましても、特にまあ、こういう人事案件につきましてはですね、事前に、議運の方に、当然、案件の提出と、また、審議をしていただくということをお願いをしなきゃいけないということで、私は、総務課長の方には、一応、事前に、議運の方にお話をするようにということで、委員長の方にお話をさせていただいた経緯であります。

ただまあ、新聞報道がですね、これはまあ、記者が、どういう形で、そういう情報を入手して、取材をされたかわかりませんが、報道をされたという中でですね、それが、全員の中に図られる、議運の中で図られる前に、そういう報道があったという経緯、このことについては、残念に思っております。

まあ、当然、時間的にも、この最終日、今日、提案させていただくにあたってはですね、辞職願の提出から、それだけの時間があり、それぞれに、私も、当然、次、後任の選任についての手続きも踏んできたわけでありまして、まあ、議会についても、そういう中で、事前に議運の方に、その申し出をさせていただきたいということで、まあ、したつもりでありまして、今日、同時に、これと同時にですね、提案と同時に、そのことが、一番最初だったということではないというふうに、私は、認識をいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、辞任の申し出につきましては、後から、副長の方からも、ごあいさつをいたしますけれども、健康上の理由ということでもあります。まあ、就任後、以前、合併後ですね、腰を痛めて、長期間にわたって、療養を余儀なくされるということもあり、最近また、腰痛の方が、かなりまあ、出ているということで、また、新たに、そういうことになるとい

うことについては、行政に対して迷惑を掛けるという思い。これについては、そういう非常に重要な職でありますので、そのことについては、本人の、副長の、そういう願いについては受理をいたしたところであります。以上です。

議長（西岡 正君） はい。

〔鍋島君「もう１点だけ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 後任のね、人事案件について、議運等に連絡というのは、それは、それでいいんですが、私、聞いているのは、後任の問題じゃなくてね、前任者が６月１日に、そういった腰痛の健康上の理由で、申し出をされてね、それで、当然のことながら、今の話だと、もう慰留どころじゃないということで、受理されたように伺ったんだが、だったら、現副町長がね、こういった理由で、辞任の申し出をされているということ含めて、この間、11日、15日と、その、６月入ってからもうね、本会議から、いくらでも報告する、全議員ですよ。後任の問題は、検討中でよろしいんだけど、当然、物理的には、その辞任の報告というのはね、できたはずなのに、それを、後任者が決まったから、議運に働きかけたという経過は、ちょっとおかしいんですね。

当然、辞任情報については、議会に知らせることは必要じゃなかったか。

単なる職員の人事異動じゃないんですね。単なる職員の人事異動さえ、町長は、３月議会で事前に、報告されてます。これはもう、大事な行政情報なんだが、それ以上に重大な、任期途中の副町長のね、辞任を、そういった機会があったのにされなかったという点だけ、明快に答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あ、辞任の申し出があったことを、即ですね、議会に知らせるということ、このこと、私は、必要ないと思います。

16 番（鍋島裕文君） 必要ない。

町長（庵逄典章君） はい。

やはり、後任のことも含めてですね、この行政に停滞を起こさないように、町長としての責任を、きちっと果たしていくということがあります。

ですから、それは、後任も決めた後ですね、全てのことが、これは、辞任も、後、選任もですね、これは一体的なものだというふうに、私は、思っておりますので、今の、鍋島議員の考え方については、私は、違うと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、それでは、これより本案についての採決に入ります。採決は、起立によって行います。

同意第４号、副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求

めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡 正君） はい、起立、全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

〔松尾君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、松尾議員。

6 番（松尾文雄君） 動議を提出したいと思います。

議長（西岡 正君） はい、動議の趣旨をお願いします。

6 番（松尾文雄君） 議会改革調査特別委員会の設置に関する決議を日程に追加して、議題とすること求めたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、賛成の方。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ただ今、松尾文雄君から、発議第 4 号を日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

この動議は、1 名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

発議第 4 号を日程に追加し、議題とする動議を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって発議第 4 号を日程に追加し、議題とすることの動議は、可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前 10 時 17 分 休憩

午前 10 時 18 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第 1 . 発議第 4 号 議会改革調査特別委員会設置に関する決議

議長（西岡 正君） 追加日程第 1、発議第 4 号、議会改革調査特別委員会設置に関する

決議を議題といたします。

発議第4号について、提出者の説明を求めます。6番、松尾文雄君。

〔6番 松尾文雄君 登壇〕

6番（松尾文雄君） それでは、ただ今、議題となりました発議第4号、議会改革調査特別委員会設置に関する決議につきまして、その趣旨を申し上げます。

町議会の活性化には議会の情報を積極的に公開、開示し、議会としての説明責任を果たすために常に研さんに励み、町民の信頼に応えなければなりません。

しかし、目下、町議会の活動状況においては、町民の支持並びに信頼を得ているとは言えず、議会と町民がより身近な関係構築のため、議会の根幹をなす議会基本条例の制定をはじめ、議会活動の活性化や定数問題等を含め、現在の議会の姿を見直し、改善、検討を進め、町民の信頼に支持される議会にすることが必要であります。

こうしたことから、今回、特別委員会の設置につきましては、議会運営委員会で協議し、今回、発議することとなりました。

それでは、お手元にあります発議文を朗読して提案説明に代えさせていただきます。

発議第4号、

〔山本君「ないで」と呼ぶ〕

6番（松尾文雄君） えっ。

〔山本君「発議文ない」と呼ぶ〕

6番（松尾文雄君） あるでしょう。先ほど、配っていただいたと思うんですよ。

今、配ったでしょう。手元に。

ない。

議長（西岡 正君） ありません。暫く、休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を再開します。

それでは、引き続きお願いします。

6番（松尾文雄君） それでは、発議文を朗読して提案説明に代えさせていただきます。

発議第4号、議会改革調査特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり佐用町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年6月26日提出。提出者、佐用町議会議員、松尾文雄。賛成者、佐用町議会議員、新田俊一。同じく、矢内作夫。同じく、石黒永剛。同じく、山田弘治。同じく、高木照雄。

議会改革調査特別委員会の設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、ああ、これ、すいません。すいません。

理由。議会の活性化と改革に向け、様々な角度から議会運営に関する調査を行うためであります。

別紙の議会改革調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり議会改革調査特別委員会の設置するものとします。

記。

1、名称、議会改革調査特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第 110 条及び佐用町議会委員会条例第 5 条。

3、目的、議会の活性化と改革に向け、様々な角度から議会運営に関する調査、検討を行うため。

委員の定数、6 名。

委員会の設置期間、平成 24 年 6 月 26 日より調査終了まで。

その他、議会閉会中も継続して調査を行うものとする。

以上であります。

議員各位におかれまして、特別委員会設置の趣旨に賛同いただき、可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。

これより発議第 4 号、議会改革調査特別委員会設置に関する決議を採決します。この採決は挙手によって行います。

発議第 4 号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって発議第 4 号、議会改革調査特別委員会設置に関する決議は可決されました。

議長（西岡 正君） お諮りします。ただ今設置されました議会改革調査特別委員会委員の選任ついてを日程に追加し、追加日程第 2 として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

午前 10 時 25 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続行いたします。

追加日程第 2 . 佐用町議会特別委員会委員の選任について

議長（西岡 正君） それでは、追加日程第 2 に入ります。

お諮りします。ただ今設置されました議会改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条の第 1 項の規定により、議長において指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、これより指名いたします。

事務局長よりその氏名を朗読させます。事務局長。

議会事務局長（船曳 覚君） それでは、議会改革調査特別委員会の構成委員を報告させていただきます。

石堂 基議員。金谷英志議員。松尾文雄議員。山本幹雄議員。岡本安夫議員。平岡きぬ糸議員。以上です。

議長（西岡 正君） ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員会の委員は、指名のとおり選任することに決しました。

議長（西岡 正君） 続いてお諮りします。

ただ今設置されました議会改革調査特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを日程に追加し、追加日程第 3 として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

追加日程第 3 . 佐用町議会特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） ただ今議題としております、議会改革調査特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び副委員長は、委員会条例第8条の第2項の規定により、委員会において互選するとなっております。

そこで、先ほど、議会改革調査特別委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定されておりますので、事務局長よりその氏名を朗読させます。事務局長。

議会事務局長（船曳 覚君） 先ほど、選出されました、議会改革調査特別委員会の委員長並びに副委員長を報告させていただきます。

委員長に、石堂 基議員。副委員長に、金谷英志議員。以上です。

議長（西岡 正君） ただ今、事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ指名したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、指名のとおり、それぞれ議会改革調査特別委員会の委員長及び副委員長に選任されました。

ここで、選任されました石堂 基議員がいらっしゃいますので、委員長の就任のごあいさつをお願いしたいと思います。

議会改革調査特別委員長（石堂 基君） 失礼します。

ただ今、互選により調査特別委員会の委員長を拝命しました石堂です。

互選に当たります前に、委員会の設置の段階で、議員各位から若年者で6名構成すればという、非常に積極的なご意見をいただき、年齢的に若い順番で、6名が、まず、選任されたこと、これがまず、第一歩かなと思っております。

その中で、委員長ということで、指名を受けました。

ご承知のとおり、私は、この18名の議員のメンバーの中で、一番、議員の経験が短い者であります。その一番短い経験を基に、更に言えば、副委員長として就任をいただきました金谷さんの経験、これらを基に、6名の中で、いろいろなことを考え、進みながら、特にこの、調査特別委員会ということありますから、協議されていった結果、中間的な部分については、全体の議会、議員の皆さんに諮りながら、一つ一つこう、確認をし、実行に結べるような形にしていきたいなと思っております。

いずれにしても、皆さんからいただく、いろいろなご意見、あるいは協議の協力というものが必要になってきますので、これまで同様に引き続きご協力いただきますよう、そして、また、実りある、この調査特別委員会の進行にご理解いただきますことをお願いをしまして、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

議長（西岡 正君） よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩したいと思います。

午前10時49分 休憩

午前10時51分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第 8 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） お諮りします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査について、ただ今お配りいたしました別紙の申し出のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 51 回佐用町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

11 日から開会をいたしまして、16 日間の会期をもって、いろんな案件等ですね、ご審議をいただきました。

また、中にはですね、各委員会に付議されまして、委員会で、今日も報告がございましたように、慎重審議がなされ、全案件とも適切妥当な答えが得られたことにつきまして、感謝を申し上げるところでございます。

また、町長をはじめ、各課長、支所長におかれましては、説明のためにご同席いただき、丁寧なる回答をしていただきましたことに、心から感謝を申し上げるところでございます。

また、先ほど、いわゆる議会の、いわゆる役割と、その責務と言いますか、責任、特にですね、その議会の活動をですね、住民に分かりやすく、明文化しようという形の中での議会改革の中で、基本条例のものも、十分審議なされて来ると思います。そういった中でありますけれども、十分、ご努力をいただきまして、住民の付託に応えていただきますよう、議長として、お願いして、閉会のあいさつにしたいと思います。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵逄典章君） 失礼いたします。

それでは、6 月議会閉会に当たりまして、最後に一言、お礼のごあいさつをさせていただきます。

まずは、本 6 月議会に、たくさんの、いろいろと議案を提案させていただきました。それぞれ、慎重な審議をいただき、適切妥当な結論、全議案、原案どおりご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

もう、24 年度もですね、早もう、3 カ月が過ぎようとしています。まだ、年度当初のような感じがいたしますけれども、たくさんの課題、特に今日も、ご承認いただきました、今年は、大きな事業、防災行政無線のデジタル化の工事等、また、7 月 1 日からでは

すね、いよいよ、ごみの分別、試行が始まります。たくさんの課題を抱えた中でですね、順調に、また、適切に、この行政執行ができますように、全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。

議会の中で、いろいろとご指摘を受け、また、提案をいただき、ご意見をいただき、そういう点についても、十分、取り入れながら、行政の円滑な執行に、これからも努めてまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

また、先ほどは、人事案件といたしまして、提案をさせていただきました副町長の選任につきまして、ご同意をいただきまして、ありがとうございます。退任いたします高見副町長におきましては、旧佐用町の助役として、それから、以来、通算 10 年余り、本当に長年にわたってですね、町行政の要として、非常にまあ、いろいろと激動する、この社会を取り巻く環境の中でですね、努力をして務めていただきました。

特に、合併後の新町の安定。そして、大きな災害を受けた中で、この災害後の対策、復興、本当に大きな課題が、次々と起こる中でですね、町行政の推進に誠意を持ってあたっていただいたことに感謝をしたいというふうに思っております。この場を借りて、私からも、お礼の場とさせていただきたいと思います。

まあ、未だ、6 月 30 日まで、任期はございまして、30 日まで、きちっと務めていただきたいと思っておりますけども、皆さん方にですね、こうして、議会の最終日でありまして、もうお集まりいただく機会がございませんので、この後ですね、高見副町長からのあいさつをさせていただきたいと思っておりますので、その点、よろしくお願いいたしたいと思っております。

今日は、非常に青空も見えてですね、また、暑くなっておりますけども、昨日は、夕方、佐用にも、また、大雨警報が発令されるなどですね、今、梅雨の未だ、真っ最中でございます。今年は、7 月、8 月、非常に暑い夏だというふうに、予報もされておりますし、電力不足ということで、節電計画、既にまあ、計画停電のですね、計画も発表がされております。こういう、非常に気象状況も心配をされる中でありますが、皆さん方におかれましては、それぞれ健康に十分ご留意いただき、この暑さを乗り切ってですね、ますますご活躍をいただきますように、ご祈念申し上げまして、私からのお礼のごあいさつに代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

それでは、高見副町長からの、あいさつをさせていただきます。

議長（西岡 正君） それでは、副町長の方から、退任のあいさつを受けます。

副町長（高見俊男君） 失礼します。発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

この度、先ほどの町長からの説明がありますように、健康上の理由ということで、今月末をもって退任させていただくことになりました。

何かと、課題の山積する中でですね、途中、任期途中ということで、大変申し訳なく思っております。

説明にもありましたように、丁度、水害のあった年ですね、2 月に腰を痛めてですね、相当の長期にわたって休職というような形で、大変なご迷惑をお掛けしました。まあ、その再発というようなこともありましてですね、また、これ以上、皆さん方に、また、町に迷惑を掛けるわけにはいかないということで、踏み切ったわけでございます。

振り返りますと、佐用町職員として 30 年。その後、助役として、旧の佐用町でですね、合併までに 4 年と 2 カ月ですか。それから、13 年からだったんですけども、合併後もまた、助役、それから 19 年には、職名が変わりまして副町長という名称で、6 年 4 カ月。通算でですね、職員と含めて 40 年と 6 カ月になろうかと思っております。その間、行政の中樞

に参画させていただいて、本当に、ありがたいなと思っております。感謝を申し上げたいと思います。

また、私もですね、こういう人柄で、町民の方には、極力、親しみが持てる役場にというような気持ち。また、職員には、常に仕事がやりやすいというんでしょうか、そういう気持ちであたってきました。座右の銘のような、初心を忘れずにというようなことは、常に心がけては来たつもりでございますけれども、今、振り返ってみますと、どうかなというようなところも、それは、当然、ございます。

まあ、退任後は、一刻も早くですね、この体の方を治しまして、また、何らかの形で、町のために、また、貢献できればなというふうにも考えております。

議員各位におかれましても、くれぐれも、私のような、健康には、十分、ご留意いただいて、ますますご活躍されることを念じまして、この退任のごあいさつとさせていただきます。

今までに、これまでに、いろいろとお世話になりまして、本当にありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、お疲れさんでした。

〔拍 手〕

議長（西岡 正君） それでは、終わります。

午前 11 時 01 分 閉会
